事業収入における注意点

扶養認定における事業収入は、所得税法上の必要経費を差し引いたあとの所得金額ではなく、原材料費など、社会通念上明らかにその収入を得るために必要と認められた経費(直接的必要経費)を差し引いたあとの金額となります。よって、所得税法上認められる経費とは異なりますので、ご注意ください。本組合において認めている直接的必要経費は以下のとおりです。

事業所得・不動産所得	
費用の種別	控除の可否
売上原価(仕入)	0
給料賃金	×
外注工賃	0
減価償却費	×
貸倒金	×
地代家賃	△ 1
利子割引料	×
租税公課	×
荷造運賃	△ 2
水道光熱費	△ 1
旅費交通費	×
通信費	△ 1
広告宣伝費	×
接待交際費	×
損害保険料	×
修繕費	0
消耗品費	0
福利厚生費	×
雑費	×

農業所得	
費用の種別	控除の可否
雇人費	×
小作料・賃借料	0
減価償却費	×
貸倒金	×
利子割引料	×
租税公課	×
種苗費	0
素畜費	0
肥料費	0
飼料費	0
農具費	0
農薬衛生費	0
諸材料費	0
修繕費	0
動力光熱費	0
作業用衣料費	△ 2
農業共済掛金	×
荷造運賃手数料	0
土地改良費	0
雑費	×

- …収入から控除できるもの
- × …収入から控除できないもの
- △1…事業分と家計消費分が明確に区分されている場合のみ控除できるもの (自宅と店舗の所在地が異なる場合や、同じであっても店舗・事業所等部分に係る金額を証明する書類を提出できる場合)
- △2…事業内容によって適宜判断するもの

上の表以外の科目については、原則として控除は認められません。

なお、事業内容を具体的に調査し、この基準に即しがたいと判断した場合は、 それぞれの事業ごとに控除の可否を判断します。